

横芝光町広報紙広告掲載取扱要領

平成23年3月22日

告示第7号

(趣旨)

第1条 この告示は、横芝光町広告掲載に関する要綱（平成27年横芝光町告示第2号。以下「要綱」という。）第4条の規定により、横芝光町が発行する広報よこしばひかり（以下「広報紙」という。）への広告掲載について、必要な事項を定める。

(広告掲載の位置)

第2条 広告掲載の位置は、町が指定する位置とする。

(広告の規格)

第3条 広告の1枠あたりの規格は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 縦 54mm
- (2) 横 83mm
- (3) 色 2色（黒色及び町の指定色に限る。）

(掲載期間及び枠数)

第4条 広告を掲載する期間は、1箇月を単位とし、連続する掲載期間は最長6箇月とする。

2 広告掲載枠数は、8枠以内とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、町内に事業所を有するものについては1枠あたり月額6,000円と、町内に事業所を有しないものについては1枠あたり月額10,000円とする。

2 広告掲載希望者は、同一ページの隣り合う2枠分までの大きさを選択できるものとする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、広報紙及び町ホームページにおいて行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広報紙広告掲載申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、掲載希望月の前々月初日から10日までの間に、町長に申し込むものとする。

- (1) 会社案内、パンフレット等（事業内容がわかるもの）
 - (2) 市区町村民税の納税証明書等
 - (3) 広告原稿素案
 - (4) 資格、免許等を必要とする業務については、資格又は免許証の写し等
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- （広告掲載の決定）

第8条 町長は、前条の申込みがあったときは、要綱第3条に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、掲載希望月の前月初日までに広報紙広告掲載・不掲載決定通知書（別記第2号様式）により申込者へ通知するものとする。

3 町長は、申込者数が第4条に規定する掲載枠数を超えるときは、次に定める各号の順により広告掲載の可否を決定するものとする。なお、同順位のものにあつては、掲載希望月数の多いものを優先するものとする。

- (1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するもの
- (2) 町内に事業所等を有するもの
- (3) 町外に事業所等を有するもの

4 前項の規定によっても申込者数が第4条の枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告主は、町長の指定する期日までに第5条に規定する広告掲載料を納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第10条 広告原稿は、町が指定する方法により広告主の負担で作成し、町が指定する期日までに提出するものとする。

2 色校正は町に一任するものとする。

(広告主の届出義務)

第11条 広告主は、次の各号に該当する場合は、広報紙広告申込内容変更届(別記第3号様式)により、速やかに町長に届け出なければならない。

(1) 広告掲載を取り下げるとき。

(2) 広告を差し替えるとき。

(広告掲載決定の取消し)

第12条 要綱第6条の規定により広告掲載決定を取り消したときは、広報紙広告掲載決定取消通知書(別記第4号様式)により、当該広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載料の返還については、次のとおりとする。

(1) 原則として、広告掲載料は返還しない。ただし、町の都合により広告の掲載ができなくなったときはこの限りでない。

(2) 返還する広告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額総額の総額とし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の横芝光町ホームページバナー広告掲載に関する要綱第10条又は横芝光町広報紙広告掲載に関する要綱第9条の規定により決定した広告掲載については、なお従前の例による。

別記
第1号様式(第7条)

広報紙広告掲載申込書

年 月 日

横芝光町長 様

事業所所在地

事業所名



電話番号

FAX番号

横芝光町広報紙広告掲載取扱要領第7条により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。

広告原稿	<input type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> データ
掲載希望期間	年 月から 年 月まで (箇月間)
掲載希望枠数	枠
広告の内容	
広告主の概要	<input type="checkbox"/> 別添資料のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり
添付書類	1. 会社案内、パンフレット等(事業内容がわかるもの) 2. 市区町村税の納税証明書(市区町村税全般) ※直近1年間分 3. 広告原稿素案 4. 資格、免許等を必要とする業務については、資格又は免許証の写し等 5. その他
【担当者連絡先】 担当者名： E-mail： 電話番号：	

※横芝光町ホームページ上に掲載する「広報よこしばひかり(PDF)」には広告は掲載しません。

第2号様式(第8条)

広報紙広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日に申請のありました広報紙広告掲載について、次のとおり決定したので通知します。

1 決定内容

掲載する。

掲載しない。(理由：)

2 広告掲載期間

年 月 から 年 月 まで

3 広告掲載料

円

4 広告掲載料の納入

納入通知書により、納入期限までにお支払ください。

5 その他

広告掲載については、横芝光町広告掲載に関する要綱及び横芝光町広報紙広告掲載取扱要領に従ってください。

第3号様式(第11条)

広報紙広告申込内容変更届

年 月 日

横芝光町長 様

事業所所在地

事業所名

電話番号

FAX番号



広報紙広告の掲載について、次のとおり変更します。

変更する内容	
変更前	
変更後	

第4号様式(第12条)

広報紙広告掲載決定取消通知書

年 月 日

様

横芝光町長



年 月 日付けで決定した広告掲載については、下記の理由により決定を取り消したので通知します。

記

(取消しの理由)

